

さいがいじ ひなん むづか
災害時にひとりで避難することが難しい方へ



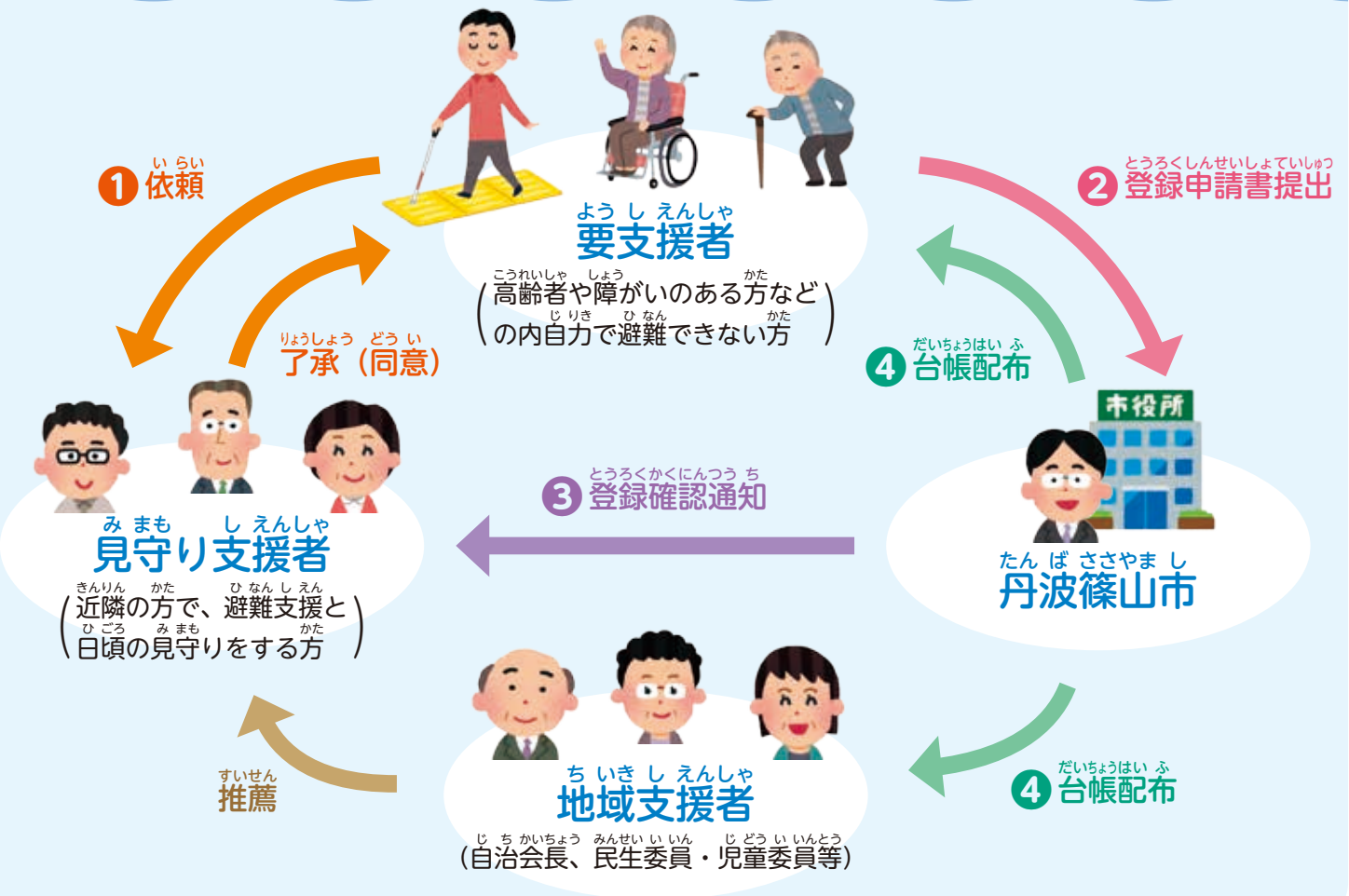
「見守り台帳」に登録ください

「見守り台帳」は、高齢者や障がいのある方など、災害時にひとりで避難することが難しい方（避難行動要支援者。以下「要支援者」といいます）への避難支援を行うため、具体的な避難支援の方法などを記した台帳のことで、

台帳は、要支援者が必要とする支援の内容と、避難支援を行う「見守り支援者」に登録し、災害時に活用できるように自治会長さんや民生委員・児童委員さんが保管します。

被害を最小限に抑えるには、日頃から顔の見える関係をつくっておくことが大切です。

見守り台帳の登録までの流れ



① できるだけ近くにお住いの方に見守り支援者になってもらえるように依頼し、了承を得てから、登録申請書に記入してください（見守り支援者が見つからない場合は、自治会長さん又は民生委員・児童委員さんに相談してください）。

② 市に登録申請書を提出してください。

③ 市から見守り支援者へ、了承されているかの確認を行います。

④ 市は台帳に登録し、要支援者本人、地域支援者へ台帳を配布します。



Q どのような人が登録できるのですか？



- A**
- ① 身体障害者手帳 1・2 級所持者
 - ② 療育手帳 A 判定・精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者
 - ③ 要介護認定 3・4・5 認定者
 - ④ その他災害時に避難支援が必要な方（施設入所の方は除きます）

ひとり暮らし高齢者・
高齢者世帯などのうち、
災害時に自力で避難で
きない方



Q 見守り支援者とは？その役割は？



A 要支援者やその家族などが依頼し、災害時の避難支援をすることに同意を得た近隣の支援者です。災害時に、まずご自分とご家族の身の安全を確保したうえで、**要支援者の避難支援を行ってください。**

ただし、避難支援は、あくまで善意と地域の支え合いの精神に基づいて行うものですので、**災害時に避難支援ができない場合でも責任が伴うものではありません。**ご自身やご家族の命を最優先に考えていただき、安全が確保された後、できる範囲で要支援者の避難支援をお願いします。

また、避難支援をスムーズに行えるよう、日頃から要支援者の見守りや声かけをお願いします。



Q 個人情報を守られるのですか？



A 個人情報については、市と地域支援者内において適正に管理し、避難支援に関わる目的以外には使用しません。また、名簿提供時には市が個人情報の取扱説明を実施します。



Q 緊急連絡先や見守り支援者などを変更するには？



A 「見守り台帳登録変更及び抹消届」を提出してください。見守り支援者の変更等も要支援者本人に必ず伝えてください。台帳は、年に 1 回、要支援者本人に送付しますので、登録内容に変更がないか確認してください。

- 見守り台帳登録者への支援は、あくまでも普段からの地域の支え合いによって少しでも災害時の被害を減らそうとするもので、**見守り支援者の任意の協力により行われるものです。**必ずしも避難支援を受けることができるとは限りません。**要支援者の方も可能な範囲で備えをお願いします。**
- スムーズに避難支援ができるように、**要支援者は自分の身体状況や必要な支援について、日頃から見守り支援者に伝えるなど交流の機会を増やすように心がけましょう。**

とあ
お問い合わせ

たんばささやまし 丹波篠山市
ほけんふくし 保健福祉部
ちょうじゅふくし 長寿福祉課
しゃかいふくし 社会福祉課
でんわ 電話 079-552-5346
でんわ 電話 079-552-7102
きょうつう FAX (共通) 079-554-2332

